

ジャパンマリン株式会社

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮して、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和7年2月1日 ～ 令和9年1月31日

2. 目標の取組み内容・実施時期

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指して、育児休業制度等のパンフレットを活用して、社員に配布して制度周知を図る

<実施時期・取組内容>

令和7年3月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進するため、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける

令和7年4月～ 制度に関する資料を活用して、社員に配布して、育児休業制度の周知を図る

目標2：社員の子どもや関係者が職場見学をできる機会の実施を検討する

<実施時期・取組内容>

令和7年4月～ 職場見学について、社員と実施について検討をする

令和7年5月～ 職場見学をする場合の見学内容について社員と検討する

令和7年8月～ 職場見学の希望があった場合に、実施を検討して受入れ可能な場合に実施する

ジャパンマリン株式会社

女性活躍推進法 一般事業主行動計画

男女共に社員が長く勤めてもらうため、社員がその能力を発揮して、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和7年2月1日 ～ 令和9年1月31日

2. 目標の取組み内容・実施時期

目標1：管理職に占める女性労働者の割合について10%以上を目指す

<実施時期・取組内容>

□令和7年4月～ 社員に、将来の管理職に対する希望や意向等をヒアリングする機会を計画する

□令和7年8月～ 社員と管理職に対する将来のキャリア形成を相談する機会として、面談を実施する

目標2：応募者が職場見学を希望する場合に、見学の機会をつくり受入れを実施する

<実施時期・取組内容>

□令和7年3月～ 社員と応募者が職場見学を希望する場合の対応を検討する

□令和7年5月～ 職場見学を希望する応募者の受入れする際の取組み内容を検討する

□令和7年8月～ 職場見学を希望者があった場合の受入れの実施を検討して、受入れ可能な場合に実施する